



広報

かみかわ

8

2024 No.225

人の動き

■ 2024年6月30日現在（外国人含む）

人口 10,249 男 4,891 女 5,358 先月比（男 -4 女 -7）

■ 6月中の異動（人） 転入 10 転出 14 出生 1 死亡 8

写真：7月13日、ロープジャンプX&アジャタ大会が開催されました。
子ども会や地域の仲良しグループなどが参加し、
大なわとびと玉入れで楽しみながら熱戦を繰り広げました！

P 2 **【特集】かみかわ夏まつり**

P 4 公園遊具の新設・リニューアル

P 5 給付金について

P 6 神河町の人口

P10 児童扶養手当・特別児童扶養手当

P12 まちの話題

P14 お役立ち情報

P16 すこやか情報

P18 公民館へ行こう

P20 くらしの情報

まつり

テーマ

「だいすき!!」



花火基金受付中

一口 1,000円

目標 3,000口 花火約1,000発

夏まつりを楽しみにしている子どもたちのために、花火を1発でも多く打ち上げたいと始まった花火基金にご協力をお願いいたします。

◆受付場所

神河町役場本庁2階 ひと・まち・みらい課、神崎支庁舎、町内の各金融機関(郵便局、農協、但陽信用金庫、但馬銀行)でお手続きができます。

◆受付期間

6月17日(月)～8月3日(土)



タイムテーブル

18:30 開会・オープニング(空砲花火)

吹奏楽部演奏(神河中学校)

19:00 米山道場空手演武

19:15 おさるの森ダンスクラブ

ダンスパフォーマンス

19:35 来賓あいさつ・ポスター表彰

19:50 来場者ステージインタビュー

20:05 太鼓演奏

かんだぎ太鼓「桜鼓衆」・おおかわち太鼓

20:35 花火打ち上げ(約1,000発)

21:00 エンディング

夜店出店

全26店舗(詳しくはHPをご覧ください。)

駐車場

車でお越しの方のために会場周辺に約1,000台分の臨時駐車場を用意しています。できるだけ乗り合いでお越しください。駐車場の空き状況は以下のHPよりご覧いただけます。

※ 反映にタイムラグがあるため、実際の状況と異なる場合があります。ご了承ください。

<https://parking.hp-ez.com/>



日時：8月3日(土)午後6時30分～

雨天の場合は8月4日(日)に順延

場所：神崎小学校グラウンド



かみかわ

遊具の新設・リニューアルを実施します



●栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設

問 ひと・まち・みらい課 ☎34-0002

現在、公園・図書コミュニティ施設の整備を進めている栗賀小学校跡地に、幼児用・児童用遊具エリアを整備します。幅広い個性や好み、背景などに関わらず、誰もが同じ空間で多種多様な遊びを楽しむことができる空間づくりに配慮しています。また、健康維持・増進、介護予防などで利用できる健康器具エリアも整備します。

使用開始時期は令和7年7月頃の見込みです。使用開始時期が決まりましたら改めてお知らせします。



児童用
遊具
エリア



幼児用
遊具
エリア



健康器具
エリア

ハート型のまち、ゆず、山並み、町花のさくら、カーミン、恵まれた自然(水)など地域の魅力をイメージしたデザインとなっています。次世代を担う子どもたちの思い出に残る場所を目指します。

企業版ふるさと納税制度を
活用し、企業様からのご寄附により
整備を行います。

イメージ図です。仕上がりとは異なる場合があります。

●ちびっこ広場リニューアル

問 総務課 ☎34-0001

役場敷地内にあるちびっこ広場は、整備後大規模な改修を行っておらず老朽化が進んでいました。

新しい公園は、恐竜をイメージした複合遊具を中心に、誰もが一緒に楽しく遊べる遊具を設置する予定です。

複合遊具の下はゴムチップ舗装を施し安全に配慮します。南側の人工芝ではハイハイもできます。

工事は9月から開始予定で、11月上旬の利用再開を予定しています。

工事期間中は使用できなくなりますがご理解とご協力をお願いします。



イメージ図です。仕上がりとは異なる場合があります。





令和6年度新たに住民税非課税等 となる世帯給付金

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

国の総合経済対策に基づき、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します(低所得者支援給付金)。

また、低所得者支援給付金の対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯に対しては、子ども1人につき5万円を加算します(こども加算給付金)。

この給付金は全国一律の制度です。

なお、令和5年度非課税世帯などにより、すでに受給した世帯は、重複しての受給はできません。

●令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯給付金

対象世帯 ・基準日(令和6年6月3日)時点で本町に住民登録がある世帯
・世帯全員の令和6年度における住民税が「非課税」の世帯、「均等割のみの課税者」または「均等割のみ課税者および非課税者」の世帯

支給額 1世帯当たり10万円

●こども加算給付金

対象世帯 ・基準日(令和6年6月3日)時点で本町に住民登録がある世帯
・令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯給付金の支給対象となった世帯のうち同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯

加算の対象となる児童 平成18年4月2日以降生まれの18歳以下の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)および令和6年6月4日以降令和6年9月30日までの出生児

支給額 1児童当たり5万円

●申請手続

対象となる世帯主に対し、7月中旬に確認書を送付します。必要事項などを記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。また、令和6年1月2日以降に本町に転入された世帯を含め、支給要件に該当される可能性がある世帯には、申請書を送付しますので、内容をご確認いただき、支給要件を満たす方は、申請書の記入と必要書類を添付の上、ご提出ください。いずれも提出期限は**9月30日(月)**までです。

●提出・問い合わせ先 健康福祉課 ☎32-2421 平日8時30分から17時15分まで



令和6年度定額減税調整給付金

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

令和6年度税制改正大綱において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年分所得税および令和6年度分の個人住民税(町県民税)の定額減税を実施することが決定されました。

納税義務者および配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額(※1)が、令和6年に入手可能な課税情報をもとに把握した「令和6年推計所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合に差額(1万円単位に切り上げた額)を支給します。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は除きます。

※ 1 定額減税可能額

・所得税分=3万円×減税対象人数(※2) ・個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数

※ 2 減税対象人数

・納税義務者本人、控除対象配偶者および扶養親族(国外居住者を除く)

●申請手続

調整給付の対象となる人には、8月中旬に確認書を送付します。必要事項などを記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。提出期限は**10月31日(木)**までです。

●提出・申請方法の問い合わせ先 健康福祉課 ☎32-2421

●確認書に記載の税額等についての問い合わせ先 税務課 ☎34-0961 平日8時30分から17時15分まで



注釈

年少人口:0～14歳、生産年齢人口:15～64歳、老年人口:65歳以上 問 住民生活課 ☎34-0962

区 名	令和4年度(R5.3.31)								令和5年度(R6.3.31)							
	年少		生産		老年		人口計 (人)	出生数 (0歳児)	年少		生産		老年		人口計 (人)	出生数 (0歳児)
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)			(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
新 田	0	0.0	20	38.5	32	61.5	52	0	0	0.0	17	33.3	34	66.7	51	0
作 畑	0	0.0	26	36.1	46	63.9	72	0	0	0.0	21	33.3	42	66.7	63	0
大 畑	4	2.1	78	40.6	110	57.3	192	0	3	1.7	69	39.0	105	59.3	177	1
越 知	12	4.5	118	44.2	137	51.3	267	0	9	3.5	113	44.0	135	52.5	257	0
岩 屋	5	3.0	78	47.0	83	50.0	166	1	4	2.5	72	45.6	82	51.9	158	0
根宇野	25	7.5	150	44.8	160	47.8	335	1	19	5.8	148	45.4	159	48.8	326	1
山 田	42	9.1	238	51.7	180	39.1	460	5	40	9.1	223	50.7	177	40.2	440	2
中 村	97	12.4	455	58.0	233	29.7	785	4	93	12.1	443	57.8	230	30.0	766	5
栗賀町	47	11.4	199	48.4	165	40.1	411	1	38	9.5	197	49.3	165	41.3	400	0
福 本	107	13.0	466	56.6	250	30.4	823	6	102	12.7	450	56.1	250	31.2	802	6
貝 野	28	13.0	118	54.6	70	32.4	216	0	27	12.2	123	55.7	71	32.1	221	3
寺 野	17	5.6	150	49.5	136	44.9	303	0	13	4.3	150	50.2	136	45.5	299	0
柏 尾	38	13.9	153	56.0	82	30.0	273	0	36	12.9	160	57.6	82	29.5	278	3
加 納	26	10.1	154	59.7	78	30.2	258	0	26	10.5	144	58.1	78	31.5	248	1
東柏尾	33	11.3	139	47.6	120	41.1	292	0	34	12.1	132	47.1	114	40.7	280	2
吉 富	55	8.3	355	53.5	254	38.3	664	3	55	8.4	345	52.8	254	38.8	654	2
杉	20	8.0	127	51.0	102	41.0	249	1	21	8.5	127	51.4	99	40.1	247	1
大 山	15	6.6	100	43.7	114	49.8	229	0	13	6.0	94	43.5	109	50.5	216	2
猪 篠	15	4.4	180	53.1	144	42.5	339	0	15	4.6	163	50.0	148	45.4	326	0
しんこう タウン	55	28.9	132	69.5	3	1.6	190	0	54	28.7	131	69.7	3	1.6	188	2
新 野	28	8.3	172	51.0	137	40.7	337	1	33	9.8	165	48.8	140	41.4	338	1
野 村	22	7.7	138	48.6	124	43.7	284	3	21	7.8	132	49.1	116	43.1	269	2
比 延	25	18.7	64	47.8	45	33.6	134	1	26	18.2	69	48.3	48	33.6	143	0
寺 前	139	15.2	533	58.3	242	26.5	914	3	134	15.1	516	58.1	238	26.8	888	5
鍛 冶	19	6.9	143	52.2	112	40.9	274	1	21	8.0	128	48.9	113	43.1	262	2
大 河	25	10.0	125	49.8	101	40.2	251	0	23	9.3	116	46.8	109	44.0	248	1
上 岩	20	10.5	104	54.5	67	35.1	191	1	18	9.4	106	55.2	68	35.4	192	0
高朝田	33	12.5	135	50.9	97	36.6	265	1	34	13.1	131	50.4	95	36.5	260	2
宮 野	20	13.4	66	44.3	63	42.3	149	0	17	11.7	63	43.4	65	44.8	145	0
南小田	23	6.9	164	49.2	146	43.8	333	0	23	6.9	156	47.1	152	45.9	331	1
上小田	8	4.8	76	46.1	81	49.1	165	1	5	3.3	70	46.7	75	50.0	150	0
川 上	5	3.4	63	43.2	78	53.4	146	0	2	1.4	67	46.9	74	51.7	143	0
大川原	9	13.6	23	34.8	34	51.5	66	1	8	12.3	23	35.4	34	52.3	65	1
本 村	9	5.9	85	55.6	59	38.6	153	2	11	7.1	83	53.9	60	39.0	154	1
赤 田	3	5.6	20	37.0	31	57.4	54	0	3	5.9	21	41.2	27	52.9	51	0
重 行	2	4.3	20	42.6	25	53.2	47	0	1	2.4	18	42.9	23	54.8	42	0
為 信	2	6.1	12	36.4	19	57.6	33	0	1	3.2	12	38.7	18	58.1	31	0
峠	1	3.8	13	50.0	12	46.2	26	0	2	7.4	13	48.1	12	44.4	27	1
栗	12	8.5	59	41.5	71	50.0	142	0	11	8.1	54	39.7	71	52.2	136	1
淵	0	0.0	8	42.1	11	57.9	19	0	0	0.0	7	38.9	11	61.1	18	0
計	1,046	9.9	5,459	51.7	4,054	38.4	10,559	37	996	9.7	5,272	51.2	4,022	39.1	10,290	49



神河町の人口の推移

区 名	令和2年度(R3.3.31)								令和3年度(R4.3.31)							
	年少		生産		老年		人口計 (人)	出生数 (0歳児)	年少		生産		老年		人口計 (人)	出生数 (0歳児)
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)			(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
新 田	0	0.0	23	43.4	30	56.6	53	0	0	0.0	21	41.2	30	58.8	51	0
作 畑	1	1.3	23	29.9	53	68.8	77	0	1	1.3	25	32.5	51	66.2	77	0
大 畑	6	3.0	88	43.3	109	53.7	203	0	5	2.6	80	40.8	111	56.6	196	1
越 知	17	6.0	126	44.5	140	49.5	283	0	17	6.2	124	45.3	133	48.5	274	1
岩 屋	7	4.0	90	50.8	80	45.2	177	1	5	2.9	83	48.8	82	48.2	170	0
根宇野	25	7.1	168	47.7	159	45.2	352	0	26	7.5	161	46.4	160	46.1	347	2
山 田	36	7.6	265	55.8	174	36.6	475	2	35	7.7	248	54.3	174	38.1	457	1
中 村	106	13.1	472	58.3	231	28.6	809	11	104	13.1	457	57.5	234	29.4	795	2
栗賀町	60	13.6	213	48.2	169	38.2	442	0	50	12.0	199	47.7	168	40.3	417	1
福 本	108	13.0	469	56.5	253	30.5	830	9	114	13.5	474	56.2	256	30.3	844	7
貝 野	30	13.8	118	54.4	69	31.8	217	3	29	13.2	119	54.3	71	32.4	219	1
寺 野	26	8.0	171	52.6	128	39.4	325	0	21	6.6	168	52.7	130	40.8	319	0
柏 尾	42	15.4	152	55.7	79	28.9	273	0	34	13.0	147	56.1	81	30.9	262	1
加 納	32	11.8	161	59.4	78	28.8	271	2	30	11.4	154	58.6	79	30.0	263	2
東柏尾	39	13.1	143	48.0	116	38.9	298	2	35	11.9	139	47.1	121	41.0	295	0
吉 富	58	8.3	377	54.2	260	37.4	695	2	58	8.5	370	53.9	258	37.6	686	4
杉	25	9.7	133	51.6	100	38.8	258	1	24	9.5	127	50.4	101	40.1	252	0
大 山	20	8.1	106	42.9	121	49.0	247	1	16	6.6	107	44.0	120	49.4	243	1
猪 篠	23	6.5	182	51.3	150	42.3	355	0	18	5.2	180	52.0	148	42.8	346	0
しんこう タウン	66	34.6	123	64.4	2	1.0	191	3	62	32.5	127	66.5	2	1.0	191	0
新 野	33	9.3	187	52.8	134	37.9	354	0	29	8.6	175	51.9	133	39.5	337	1
野 村	31	9.9	158	50.3	125	39.8	314	4	27	9.0	147	49.2	125	41.8	299	1
比 延	32	20.1	69	43.4	58	36.5	159	0	34	22.2	69	45.1	50	32.7	153	1
寺 前	140	15.1	540	58.3	247	26.6	927	5	136	14.7	547	59.1	243	26.2	926	9
鍛 冶	28	9.5	158	53.6	109	36.9	295	0	23	8.0	153	53.3	111	38.7	287	0
大 河	31	11.8	133	50.8	98	37.4	262	0	28	11.0	125	49.0	102	40.0	255	1
上 岩	12	7.0	93	54.1	67	39.0	172	0	13	7.4	97	55.1	66	37.5	176	0
高朝田	35	13.2	136	51.3	94	35.5	265	1	33	12.5	135	51.1	96	36.4	264	3
宮 野	21	13.9	73	48.3	57	37.7	151	0	22	14.5	68	44.7	62	40.8	152	0
南小田	30	8.4	179	50.1	148	41.5	357	4	27	7.9	165	48.4	149	43.7	341	0
上小田	8	4.6	81	46.6	85	48.9	174	0	8	4.8	74	44.6	84	50.6	166	1
川 上	6	3.8	78	49.4	74	46.8	158	0	6	4.0	65	43.3	79	52.7	150	0
大川原	7	10.0	28	40.0	35	50.0	70	2	8	11.9	25	37.3	34	50.7	67	1
本 村	12	7.7	79	50.6	65	41.7	156	1	8	5.3	80	53.3	62	41.3	150	0
赤 田	3	5.0	22	36.7	35	58.3	60	0	3	5.2	21	36.2	34	58.6	58	0
重 行	3	6.3	23	47.9	22	45.8	48	0	2	4.2	23	47.9	23	47.9	48	0
為 信	2	5.3	15	39.5	21	55.3	38	0	2	5.4	13	35.1	22	59.5	37	0
峠	2	7.1	13	46.4	13	46.4	28	1	1	3.7	13	48.1	13	48.1	27	0
栗	14	9.1	70	45.5	70	45.5	154	2	15	9.9	63	41.7	73	48.3	151	2
淵	0	0.0	11	45.8	13	54.2	24	0	0	0.0	8	42.1	11	57.9	19	0
計	1,177	10.7	5,749	52.9	4,071	37.0	10,997	57	1,109	10.3	5,576	51.8	4,082	37.9	10,767	44

※割合(%)は自動計算処理していますので、合計が100%になっていない場合があります。



農地の貸し借りの手続きが変わります

問 農林政策課 ☎34-0960

関係法令の改正により、これまでご案内していた、農地の貸し手と借り手が直接貸借等の権利設定をすることができた制度(利用権設定等促進事業)が廃止されました。

今後の農地の貸し借りは次のいずれかによることとなります。

- ①貸し手と借り手の間に農地中間管理機構(農地バンク)を通して行う手続き
- ②農地法第3条による農業委員会への許可申請手続き

ただし、経過措置期間として、令和7年3月31日までは利用権設定等促進事業を利用することができます。

注意点① 経過措置期間内は、新規・更新手続きともに可能です。

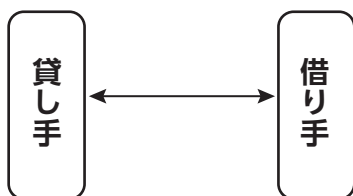
(申請手続き期日は、①令和6年9月13日(金)までと

②令和7年2月14日(金)までの、残すところ2回限りとなります。)

注意点② 貸借期間が令和7年3月31日を過ぎても、
契約の満了日までは有効です。

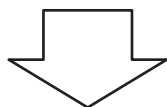


利用権設定等促進事業【廃止】



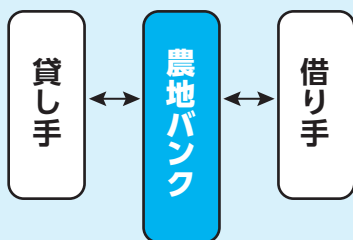
手続きの概要

- ①町では年に2回(4月と11月)利用権設定(契約)日を設けていました。
- ②基本的には申請書1枚(両者の合意)で契約・更新が可能でした。
- ③経過措置期間内は利用可能です。



今後は①or②のいずれか

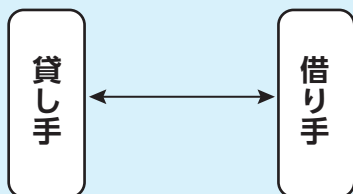
①農地中間管理事業



手続きの概要

- ①両者合意のもと、貸し手と借り手のそれぞれが農地バンク(農地中間管理機構)と契約を結びます。
- ②貸し農地が未相続の場合、相続人の過半(半数を超える)の同意が必要です。
- ③申請時に登記簿等の添付が必要です。

②農地法第3条



手続きの概要

- ①農業委員会への許可申請が必要です。
- ②申請受付期限は毎月5日までとなります。
- ③申請時に登記簿や地籍図等の添付が必要です。



森林経営管理制度について

問 農林政策課 林業担当 ☎34-0960

令和元年度から、森林経営管理制度がスタートしました。

この制度では、市町村が仲介役となり、適切な経営・管理がなされていない人工林の所有者と林業経営者（森林組合等）をマッチングし、森林経営が可能な森林は所有者の意向に沿って、林業経営者に森林経営を再委託します。また、森林経営に適さない森林については、市町村が管理を直接行うことで、土砂崩れなどの災害や地球温暖化の防止など、森林が持つ公共的な機能を高め、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目指すものです。

■ 森林経営管理制度の概要

森林所有者には、伐採・植栽・保育などを行い、適切な森林の経営管理を行う責務が明確化されました。

この制度ではまず、森林所有者が自分の森林を現在どのように管理し、今後どのように管理したいかという意向調査を行ないます。その結果に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理ができない場合、市町村に森林の経営管理を委託することができるようになりました。

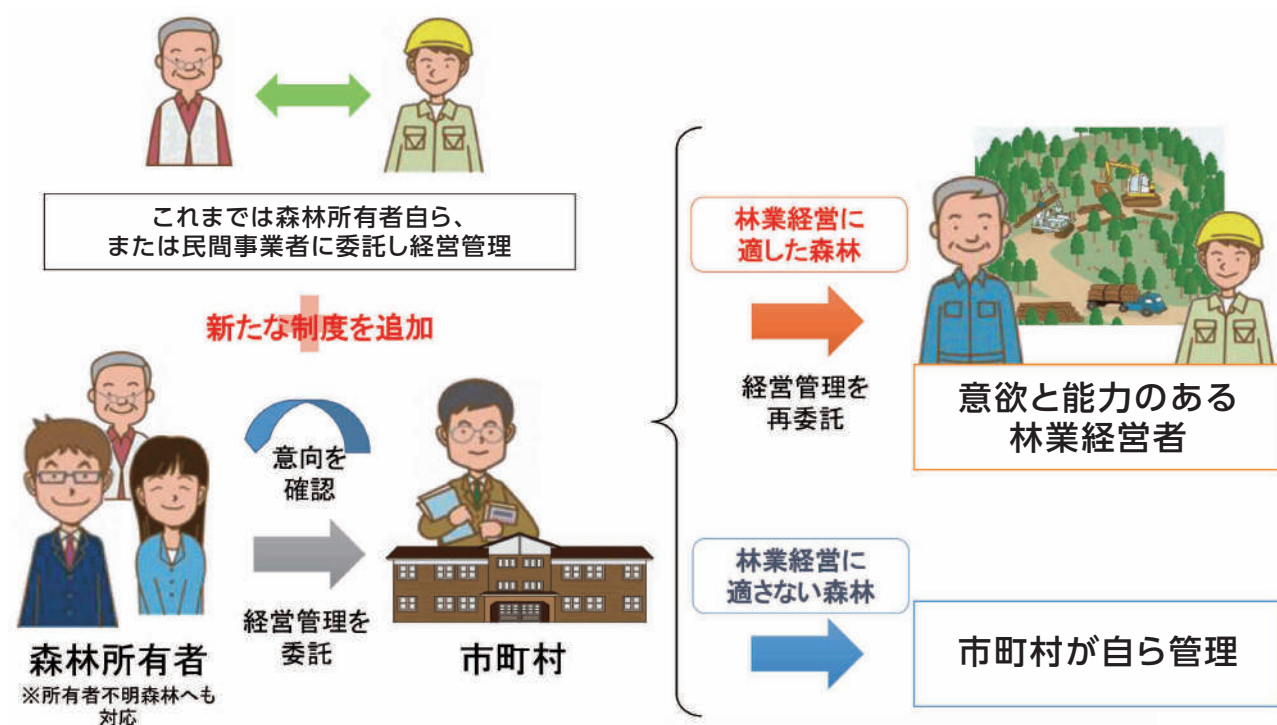
市町村に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託されます。森林経営に適さない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が直接管理をします。

■ 今後の進め方

神河町では、この制度に基づく森林整備を進めるためには森林所有者や土地の境界の確認が不可欠との考えから、現在進められている山林の地籍調査が終了している地域から意向調査を行っています。

令和6年度には刈区を対象に調査を実施します。以降は、地籍調査が終了している集落から順次調査を実施し、意向調査の結果などを踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決定し、その内容について所有者の皆様説明会等を開催していく予定です。

経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探します。



児童扶養手当・特別児童扶養手当の届出を忘れずに

問 住民生活課 ☎34-0962

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に受給者と児童の状況についての現況届および所得状況届の提出が必要です。

対象者には、8月上旬に児童扶養手当、8月中旬に特別児童扶養手当の現況届等の関係書類を送付しますので、8月中に住民生活課で手続きをしてください。期間内に届出がないと手当が差し止められます。必ずご提出ください。

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

◆手当額

全額支給の場合 45,500円／月（R6年度） ※所得制限があり、所得により異なります。

特別児童扶養手当とは

身体または精神に障害のある児童を監護・養育している人に支給されます。

◆手当額(児童1人につき)

・重度障害 55,350円／月 ・中度障害 36,860円／月（R6年度） ※所得制限があります。

新規に手当を受給するには認定請求の手続きが必要となりますので、請求手続きや所得制限など、詳しくは住民生活課までお問い合わせください。

不適正な野焼きはやめましょう!

問 姫路市中播消防署 ☎23-0119 住民生活課 ☎34-0963

野焼きによる火災が非常に多く発生しています。野焼きは、農業を営むためにやむを得ない場合等を除き法律で禁止されています。不適正な野焼きはやめましょう。

夏本番を前に草刈りが活発に行われる時期ですが、刈り取った雑草は以下のような方法で適切に処分してください。

- 可燃ごみとして指定された曜日・時間・場所に出す
- 中播北部クリーンセンターに持ち込む（量が多い場合は事前にセンターにご連絡ください。）

また、営農などによりやむを得ず野焼きを行う場合は、火災を防ぐために以下のことに注意しましょう。

- 風の強い日には野焼きをしない
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- 準備した消火用具で消火できる範囲で少しずつ小分けにして燃やす
- 完全に消火するまではその場を絶対に離れない
- 「いつ、どこで、何を燃やす」のかを事前に近くの消防署に届け出る

火災による損害を減少させるため、ご理解とご協力をお願いします。

